

秋田県地域生活定着支援センターからのお知らせ

秋田県地域生活定着支援センターの業務の紹介などをしていきます。ご一読いただければ幸いです。

令和5年度 第二回 被疑者等支援ネットワーク会議を行いました。(2024/03/22)

地域生活定着支援センターの業務は、大きく分けると、矯正施設(刑務所など)を出るときの支援(コーディネート業務、フォローアップ業務)と、起訴や裁判など司法手続の入口部分の支援(被疑者等支援業務、相談支援業務の入口支援)、時系列に関わらず本人や家族、事業所からの相談を受ける相談支援業務があります。

「被疑者等支援業務」は、犯罪をして逮捕され身柄を拘束されたが「起訴されなかった方」や、裁判にかけられたが罰金刑や執行猶予で「釈放された方」で、定着支援センターの支援対象要件(高齢又は障害がある、親族等の支援がない又は不足、本人が更生を強く望み支援を希望する、個人情報利用に同意している)に合う方を、検察庁が保護観察所と相談の上で被疑者等支援業務の支援対象者として選出し、定着支援センターに依頼して、「被疑者・被告人段階のうちから支援を開始する」ものです。なお、この業務の要件には当てはまらなくとも、被疑者・被告人段階の方の支援については、検察庁や保護観察所からの問い合わせや相談をうけて、相談支援(入口支援)として対応をしています。

被疑者等支援業務に関わる他機関との連携ネットワークの構築及び継続のため、秋田県では令和4年度から保護観察所・検察庁・弁護士会・県及び定着支援センターの五者で、「被疑者等支援業務推進ネットワーク会議」を設置し、定期的に協議を行っています。本年3月22日(金)に、令和5年度第2回被疑者等支援業務推進ネットワーク会議を行いました。

会議ではまず、昨年改正施行された更生保護法の被疑者等支援業務に関する部分を取り上げ、定着支援センターからは「用語がわかりやすくなった。行う支援については変わりがない」と捉えていると述べました。また、保護観察所からも相談窓口「りすたぼ」を設置し、地域援助を業務として法制化したことの説明がありました。



続いて定着支援センターから、令和5年度に秋田県で被疑者等支援業務のケースはなかったものの、相談支援(入口支援)が昨年度より増加していることを述べ、事例を挙げて、調整上の工夫や、今後に向けての課題、連携した関係機関等を紹介しました。各機関からは質問や意見等があり、今後の支援に活用したいと考えています。また北海道・東北ブロック他道県の、定着支援センターの支援の状況や他機関との連携について報告しました。

その後、本会議の活用方法や関係機関の連携についての協議を行い、「地域援助」や、障害についての「気づき」の重要性、「情報の開示」、釈放されて社会に戻る際の「受入れ先」等について、活発な意見が交わされました。

関係機関にも、「被疑者等支援業務」といっても独立したものではなく、重層支援、生活困窮者の支援、高齢者の支援、障害者の支援と重なっていること、また「刑務所を出た方」、「犯罪をした方」ではあっても、生きづらさを抱え、福祉の支援が必要な方であることに変わりはないことを、改めて述べました。

そして、「被疑者等支援業務」の支援対象要件に厳密に合致しなくても、「相談支援(入口支援)」としての対応は実際に行っていることと、「福祉の支援が必要な方ではないか？」と気づいたら、定着支援センターに相談して欲しいことを、再度お伝えして、会議を終了しました。

(被疑者等支援業務の流れを図で示しますと、次のとおりとなります)

